



ちばI・CHI・BA（千葉県観光物産展） in 酒々井プレミアム・アウトレット 出店要項

- 1 日 時 令和6年6月8日（土） 9：30～18：00 [予定]
- 2 場 所 酒々井プレミアム・アウトレット（千葉県印旛郡酒々井町飯積2-4-1）
- 3 主 催 公益社団法人千葉県観光物産協会
- 4 出店料 無料
- 5 出店者基準 出店者は、原則として、千葉県内に主たる店舗・事務所を有している者
- 6 出店者条件 出店者は、次の条件をいずれも満たした者。
 - （1）事務局が求める取組み（売上金額の報告や出店者アンケートへの速やかな回答など）に協力できる者であること。
 - （2）法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - （3）法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
 - （4）保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設に必要な許可を受け、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員等として、暴力団員を使用し、又は雇用していないこと。
 - （6）その他関係法令等に適合していること。
- 7 スペース 1団体1ブース
 - ※ 1ブース当たり、テーブル（W1,500mm×D600mm×H700mm）を事務局で用意する予定です。
（出店者数により、台数を調整させていただきます。）
 - ※ 電源を御使用の場合は、消費電力量に限りがあるため、調整させていただく場合があります。
- 8 販売品目 出店における販売品目は、県内地域のPRに寄与する農・水産物、農・水産物加工品、菓子類、酒類、飲料、花卉類、伝統工芸品、雑貨等
 - ※ 「千葉県産又は千葉県らしさが感じられ、千葉県の魅力を発信できる商品」

とする。また、千葉県の郷土料理・名物グルメ・特産品を提供していることや、千葉県産の食材を使用していることを店先でPRすることが望ましい。

※ 販売商品については、カテゴリーごとに義務付けられた表示基準・関係法令等に基づいた品質表示を必ず明記してください（表示欄に必要事項が明記されていない場合は販売不可となります）。

※ 当該施設のテナント関係に伴う制約により、販売品目を調整させていただく場合があります。

9 観光PR

- (1) 観光案内・パンフレットの配布
- (2) ポスターパネル・のぼり旗の掲出
- (3) ゆるキャラ等の出演

※ 事務局で控室を準備いたします（他の出店者と合同での使用となります）。

※ ゆるキャラ出演の際には来場者の安全に考慮して徒列整理のための人員を配置してください（事務局で徒列整理は行いません）。

※ 各種感染症拡大状況等により、出演を中止させていただく場合があります。

10 出店者で御準備いただくもの

- (1) PL保険（生産物賠償責任保険）加入者証の写し ※出店申込書と併せて御提出ください。

- (2) 販売用備品

金銭收受用トレイ、釣り銭、レジ袋、プライスカード、領収書、レジスター、電子決済機器等、各自で販売の際に必要なもの。

- (3) 装飾用備品

ポスター掲出用パネル・イーゼル、のぼり旗掲出用ポール等（今回からポールをテーブル等に固定する事になりましたのでポールアンカー及び固定するために必要な資材を御準備ください。）、スタッフ着用ユニフォーム等、各自でブース装飾に必要なもの。

11 その他

- (1) 従事者人件費、会場までの往復物流費・交通費、その他ブース運営に係る資材等に要する経費につきましては、御負担願います。
- (2) 出店の際は必ず2名以上で御参加ください。
- (3) レジ袋が有料の場合は、その旨を明記してください。
- (4) 食品・酒類販売等に係る各種手続きが必要な場合は、各出店者で届出等を行ってください。
- (5) 食品販売については、衛生的に行われるよう配慮してください。
- (6) 試食・試飲につきましては、事前にお知らせください。
- (7) 会期終了後に売上金額を御報告ください。

- (8) 会期終了後、事務局が行う出店者アンケートに御回答ください。
- (9) 各種感染症拡大防止対策（マスク着用等）は各出店者で実施してください。
- (10) 発熱・咳・味覚障害・その他体調に異変がある場合は従事できません。
- (11) 本イベントは、原則雨天時でも開催しますが、荒天時や各種感染症拡大の影響により中止となる場合があります。その際の出店に係る責任・経費の負担等について、事務局は一切の責任を負いません。
- (12) 販売商品及び備品の管理は、出店者の責任とし、盗難・その他不可抗力等による被害について、事務局は一切の責任を負いません。
- (13) 出店者が、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任は出店者が負うものとします。